

## 点検評価部会において検証する2012年度の目標

	項目	2011年度の年度目標	2011年度実績	2012年度の目標	備考
職業安定分科会	就職率	27%以上	27.1%	28%以上	○ 就職率 就職件数 / 新規求職者数 (注) 雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る。
	雇用保険受給者の早期再就職割合	24%以上	25.8%	26.5%以上	
	求人充足率	27%以上	27.0%	26%以上	○ 雇用保険受給者の早期再就職割合 早期再就職者数(注) / 受給資格決定件数 (注) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合)
	ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数	24万人以上	250,362人	240,000人以上	
	学卒ジョブサポーターによる支援	正社員就職者数104,000人以上 開拓求人数110,000人以上	正社員就職者数163,133人 開拓求人数176,354人	正社員就職者数合計124,000人以上 正社員就職者数大卒等80,000人を目安 正社員就職者数高卒等44,000人を目安 開拓求人数129,000人以上	○ 求人充足率 充足数 / 新規求人数 (注) 雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る。
	新卒応援ハローワーク	利用者数(出張相談等含む) 339,000人以上 正社員就職者数53,000人以上	利用者数(出張相談等含む) のべ580,414人 正社員就職者数74,882人	利用者数(出張相談等含む) のべ545,000人以上 正社員就職者数61,000人以上	○ 学卒ジョブサポーターによる支援 開拓求人数の2011年度実績は、2011年4月～8月までは岩手局・宮城局・福島局が含まれていない数値である。 ○ 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合 [65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業、希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業] / [高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業] (現在国会に提出している高齢者雇用安定法改正法案の審議の状況等を踏まえ、今後見直しを行う可能性がある。)
	希望者全員が65歳まで働ける企業の割合	2012年の高齢者雇用状況報告において50%以上、かつ、2011年の高齢者雇用状況報告よりも1.6%ポイント以上	2012年の高齢者雇用状況報告(6月1日)の結果を用いる。	2013年の高齢者雇用状況報告において50%以上、かつ、2012年の高齢者雇用状況報告よりも1.7%ポイント以上	
	「70歳まで働ける企業」の割合	2012年の高齢者雇用状況報告において20%以上、かつ、2011年の高齢者雇用状況報告よりも0.8%ポイント以上	2012年の高齢者雇用状況報告(6月1日)の結果を用いる。	2013年の高齢者雇用状況報告において20%以上、かつ、2012年の高齢者雇用状況報告よりも0.8%ポイント以上	○ 「70歳まで働ける企業」の割合 [70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業] / [高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業]
	中高年齢者試行雇用事業	開始者数4,200人以上 常用雇用移行率77%以上	開始者数5,306人 常用雇用移行率77.5%	開始者数4,818人以上 常用雇用移行率77%以上	
	正社員求人数	対前年度比6%増 (3,146,137人)以上	3,419,831人	対前年度比 8%増(3,693,417人)以上	○ 中高年齢者試行雇用事業 中高年齢者試行雇用事業の常用雇用移行率の「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であるもの(ただし、60歳以上の高齢者の1週間の所定労働時間についてはこの限りではない。)を指す。
	緊急人材育成支援事業による職業訓練	<受講者数> 12万人  <修了3か月後の就職率> 60%	<受講者数> 21.4万人  <修了3か月後の就職率> 77.5%	—	○ 緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講者数及び就職率 2011年度目標は、2011年9月までの事業に係る目標である。(本事業は2011年9月で終了し、同年10月からは求職者支援制度を開始。) 2011年度の就職率は、2011年1月～12月末に終了したコースの修了者等に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合 緊急人材育成支援事業による職業訓練の就職率 = 就職者数 ÷ (回答者数 - 訓練希望者数)
	就職支援プログラム事業	開始件数119,000件以上 就職率73%以上	開始件数152,700件 就職率75.7%	開始件数148,000件以上 就職率75%以上	○ 求職者支援制度による職業訓練の就職率 2011年度実績は、2011年10月以降に開講し、2012年1月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績である。 就職率については、目標設定年度に開始した求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、次の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合 ・基礎コースの就職率=就職者数÷(修了者数 - 次訓練受講中・次訓練受講決定者数) ・実践コースの就職率=就職者数÷修了者数
	マザーズハローワーク事業	重点支援対象者数48,000人以上 就職率85%以上	重点支援対象者数53,645人 就職率89.2%	重点支援対象者数52,000人以上 就職率86%以上	
求職者支援制度による職業訓練の就職率	基礎コース60%以上 実践コース70%以上	基礎コース69.7% 実践コース71.8% ※速報値	基礎コース60%以上 実践コース70%以上		

## 点検評価部会において検証する2012年度の目標

	項目	2011年度の年度目標	2011年度実績	2012年度の目標	備考
雇用均等分科会	ポジティブ・アクション取組企業割合	34%	31.7%	35%	○ ポジティブ・アクション取組企業割合 【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成23年度)(速報値)】30人以上規模企業におけるポジティブ・アクションに取り組んでいる企業割合
	3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率	56%	58.5%	62%	○ 3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率 【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成23年度)(速報値)】5人以上規模事業所に占める2011年10月1日現在における3歳までの育児のための短時間勤務制度を措置している事業所の割合
	男性の育児休業取得率	4%	2.63%	4%	○ 男性の育児休業 【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成23年度)(速報値)】5人以上規模事業所における2009年10月1日から2010年9月30日までの1年間に配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(2011年10月1日までに育児休業を開始した者)の割合 【注】東日本大震災の影響により、平成23年度調査では、岩手県、宮城県及び福島県を除いて調査を実施したため、前回比較の際は注意を要する。
障害者雇用分科会	ハローワークにおける障害者の就職件数	前年度以上	59,367件	前年度以上(59,367件)	
	障害者の雇用率達成企業割合	47%以上 (2012年6月1日時点の報告)	2012年の障害者雇用状況報告(6月1日)の結果を用いる。	43%以上(※) (2013年6月1日時点の報告)	○ 障害者の雇用率達成企業の割合 【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】50人以上規模(*1)の企業において法定雇用率を達成(*2)している企業の割合 (*1)2011年度の年度目標時までは56人以上規模 (*2)法定雇用障害者数に不足数が無いこと
	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合  ※ 就職(トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練	60%以上	77.5%	60%以上	※2013年4月1日からの雇用率引き上げ(1.8%→2.0%)に係る影響が正確に推計できないため、前回の引上げ時(平成10年度(1.6%→1.8%))の状況を参考に目標数値を設定。

## 点検評価部会において検証する2012年度の目標

	項目	2011年度の年度目標	2011年度実績	2012年度の目標	備考
職業能力開発分科会	ニートの縮減 (サポステによるニートの就職等進路決定者数)	7,800人	12,165人	12,000人	<p>○ サポステによるニートの就職等進路決定者数 当該月の就職等進路決定者数</p> <p>○ ジョブ・カード取得者 ハローワーク等でキャリア・コンサルタントがジョブ・カードを交付した数</p> <p>○ 公共職業訓練の受講者数及び就職率 就職率については、目標設定年度の離職者訓練の修了者等(1か月以下のコースは除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合 公共職業訓練の就職率 = 就職者数 ÷ 修了者数</p> <p>○ 緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講者数及び就職率 2011年度目標は、2011年9月までの事業に係る目標である。(本事業は2011年9月で終了し、同年10月からは求職者支援制度を開始。) 2011年度の就職率は、2011年1月～12月末に終了したコースの修了者等に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合 緊急人材育成支援事業による職業訓練の就職率 = 就職者数 ÷ (回答者数 - 訓練希望者数)</p> <p>○ 求職者支援制度による職業訓練の就職率 就職率については、目標設定年度に開始した求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合 ・基礎コースの就職率 = 就職者数 ÷ (修了者数 - 次訓練受講中・次訓練受講決定者数) ・実践コースの就職率 = 就職者数 ÷ 修了者数</p> <p>○ 自己啓発を行っている労働者の割合 【厚生労働省「能力開発基本調査」(平成22年度)】常用労働者30人以上を雇用する事業所より無作為に抽出した事業所に雇用される常用労働者から、無作為に抽出した常用労働者のうち「自己啓発を行った」と回答した者の割合</p>
	ジョブ・カード取得者	28万人	22.0万人 ※新規取得者数	32.8万人 ※新規取得者数	
	公共職業訓練(離職者訓練)	<受講者数> 21.5万人  <就職率> 施設内訓練:80% 委託訓練:65%	<受講者数>(速報値) 14.7万人  <就職率>(速報値) 施設内訓練:79.5% 委託訓練:64.5%	<就職率> 施設内訓練:80% 委託訓練:65%	
	緊急人材育成支援事業による職業訓練(再掲)	<受講者数> 12万人  <就職率> 60%	<受講者数> 21.4万人  <就職率> 77.5%	—	
	求職者支援制度による職業訓練の就職率(再掲)	基礎コース:60% 実践コース:70%	基礎コース69.7% 実践コース71.8% ※速報値	基礎コース:60% 実践コース:70%	
	自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:50% 非正社員:30%	正社員:43.8% 非正社員:19.3% ※調査対象年度は2010年度	正社員:50% 非正社員:30%	

## 点検評価部会において検証する2012年度の目標

	項目	2011年度の年度目標	2011年度実績	2012年度の目標	備考
労働条件分科会	年次有給休暇取得率	51.3%	48.1% (2010年)	52.5%	○ 年次有給休暇取得率 【厚生労働省「就労条件総合調査」(平成21年)】常用労働者数が30人以上の民間企業における、全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない)
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.0%	9.3% (2011年)	8.8%	○ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 【総務省「労働力調査」(平成22年)】非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合
安全衛生分科会	労働災害発生件数	前年比5%減 ※震災を直接の原因とした災害を除く	3.3%増(111,349件) ※震災を直接の原因とした災害を除く	前年比5%減	○ 労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成(目標は暦年設定)
	メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	労働政策審議会の建議を踏まえ、所要の見直し措置を講じる	・建議の内容を反映した労働安全衛生法改正法案を2011年12月2日に国会に提出した。	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合を60%以上にする。	○ メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合 厚生労働省「労働者健康状況調査」等で、「心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる」事業所割合
	受動喫煙のない職場	労働政策審議会の建議を踏まえ、所要の見直し措置を講じる	・建議の内容を反映した労働安全衛生法改正法案を2011年12月2日に国会に提出した。	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を40%以下にする。	○ 受動喫煙のない職場 厚生労働省「労働者健康状況調査」等で、「職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)がある労働者割合